

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当等の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、障害児福祉手当等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本業務において取り扱う情報は、利用者の支援を必要とする状況など個人の機微なプライバシーに係る情報であることを認識し、担当部署によってシステムの操作範囲を限定する等の管理を行い、情報の不正利用を防ぐ対策をとっている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和7年9月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当等の支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は経過的福祉手当の支給に關しての以下の事務を行う。 (1)障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (2)障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の氏名、住所変更や資格喪失の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (3)経過的福祉手当の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	高齢障害システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

提供情報ファイル 情報参照ファイル 情報提供ファイル 統合宛名番号ファイル 統合宛名情報ファイル 符号管理ファイル 庁内連携ファイル 高齢障害システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表の67の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第38条(特別児童扶養手当等の支給に関する法律関係)
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	<情報参照ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の67の項及び第38条(特別児童扶養手当等の支給に関する法律障害児福祉手当等支給関係) 68の項及び第38条の2(特別児童扶養手当等の支給に関する法律障害児福祉手当等支給関係) 69の項(条項未制定) (特別児童扶養手当等の支給に関する法律特別障害者手当支給関係) 85の項及び第43条の3の2(福祉手当支給関係) <情報提供ができる根拠法令> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の9の項及び第8条(児童福祉法医療費支給関係) 12の項及び第10条の2(児童福祉法肢体不自由児通所医療費支給関係) 15の項及び第11条の2(児童福祉法障害児入所医療費支給関係) 19の項及び第13条の2(予防接種法関係) 26の項及び第19条(生活保護法関係) 56の2の項及び第30条(災害対策基本法関係) 87の項及び第44条(中国残留邦人等支援給付等関係)

5. 評価実施機関における担当部署

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	事務の概要①～⑤について 大森地域福祉課 〒143-0015 大田区大森西1-12-1 03-5764-0654 調布地域福祉課 〒145-0067 大田区雪谷大塚町4-6 03-3726-4140 蒲田地域福祉課 〒144-0053 大田区蒲田本町2-1-1 03-5713-1505 糞谷・羽田地域福祉課 〒144-0033 大田区東糞谷1-21-15 03-3741-6646 ※担当課は利用者の住所地による。 事務の概要④について 福祉部障害福祉課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 03-5744-1251
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部福祉管理課 〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 03-5744-1245
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者から、手当認定請求申請等に基づき、マイナンバー情報等を入手し、マイナンバー等の確認を行っている。また、国が定めた申請書等により、必要な情報のみ入手している状況である。区のシステムへの入力に当たっては、申請書を受理した職員がシステム入力した上で、別の職員が内容をチェックしている。申請書等の区控えについては、鍵付き倉庫に保管をしている。人為的ミスが発生するリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書等の区控えについては、鍵付き倉庫に保管をしている。 適時、係会でセキュリティ事故に関する事例(原因・防止策)の共有や情報セキュリティ研修の開催など、日常的及び断続的な注意喚起を行っている。 これにより、各職員のセキュリティへの意識を高め、同様の事故の再発を防止している。	

変更箇所

[illegible]